

かながわ高齢者保健福祉計画の改定について（案）

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」（以下「基本指針（案）」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針を踏まえ、本県における当事者目線に立った高齢者福祉を推進するため、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」と整合を図りながら、令和8年度までの第9期計画を改定し、令和9年度を初年度とする第10期計画を策定する。

(2) 計画の位置付け・内容

- ・ 老人福祉法に基づく「都道府県老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「都道府県介護保険事業支援計画」を一体化した計画とする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合を図りつつ、市町村による取組を、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
- ・ 県が策定した関連計画等との整合を図る。

(3) 計画期間

- ・ 令和9年度から令和11年度までの3年間とする。
- ・ 2040年には85歳以上人口と認知症高齢者等が増加することを見据え、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた計画とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 改定のポイント

基本指針（案）を踏まえ、次の事項をポイントに改定する。

ア ともに生きる社会の実現

地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことにより、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる、ともに生きる社会の実現を目指す。

イ 当事者目線の高齢者福祉の推進

介護や支援が必要な高齢者や認知症の人、それを支える介護従事者やケアラー（家族支援者）など、多岐にわたる当事者それぞれの目線に立った高齢者福祉を推進する。

ウ 認知症とともに生きる社会の実現

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を展開する。
また、認知症の人及び家族等の意見を聴きながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の理解促進や認知症未病改善など、認知症施策を総合的かつ計画的に進める。

エ ケアラーへの支援

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、希望する人生や日々の暮らしを送ることができるよう、ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりを促進する。

オ 介護人材の確保

介護人材を確保するため、処遇の改善、職場環境の改善による離職防止などの取組を総合的に実施する。

カ 科学的介護の推進

介護事業所へのロボット・ICT導入や、データに基づいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図る。

キ 医療と介護の連携の強化

2040年に向けて増加する85歳以上の高齢者に対応するため、医療と介護の連携を強化し、急変時の円滑な通院・入院対応や在宅・介護施設での救急支援体制を構築する。

(6) 今後のスケジュール

- | | |
|--------|---|
| 令和8年8月 | 第10期計画策定に係る圏域別市町村意見交換会の開催
かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会 計画評価部会において「改定計画（骨子案）」を審議 |
| 9月 | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に「改定計画（骨子案）」を報告 |
| 11月 | かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会及び計画評価部会において「改定計画（素案）」を審議 |
| 12月 | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に「改定計画（素案）」を報告 |
| 〃 | パブリック・コメントの実施（～令和9年1月） |
| 令和9年1月 | 国基本指針告示 |
| 2月 | かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において「改定計画（案）」を審議 |
| 〃 | 第1回県議会定例会厚生常任委員会に「改定計画（案）」を報告 |
| 3月 | 県社会福祉審議会において「改定計画案」を報告 |
| 〃 | 計画の改定 |

2 改定計画の改定骨子案について（たたき台）

第1章 計画の概要

第1節 計画改定の趣旨と基本目標

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本目標
- 5 計画で取り組む事項
- 6 圏域の設定

第2節 神奈川県における高齢者を取り巻く状況

- 1 人口及び高齢化率の推移
- 2 介護保険の状況
- 3 高齢者の住環境
- 4 高齢者の健康
- 5 高齢者の社会参画活動状況
- 6 高齢者の就業の状況
- 7 高齢者の安全・安心に関する状況
- 8 成年後見制度の状況
- 9 認知症高齢者に関する状況
- 10 ケアラー（介護者）の状況
- 11 地域資源の状況

第2章 施策の展開

序論 地域共生社会の実現に向けて

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 高齢者の尊厳を支える取組の推進
- 3 安全・安心な地域づくり

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

- 1 未病改善の取組の推進
- 2 社会参画の推進
- 3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

第3節 認知症とともに生きる社会づくり

- 1 認知症施策の総合的な推進

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

- 1 介護保険サービス等の適切な提供
- 2 人材の養成、確保と資質の向上
- 3 サービス提供基盤の整備
- 4 介護現場の革新

第5節 市町村が行う取組の支援施策及び目標値

- 1 自立支援・重度化防止の取組の支援
- 2 介護保険給付適正化の取組への支援

第3章 計画の推進体制

1 推進体制

2 計画の進行管理

3 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告

計画の目標値等



かながわ高齢者保健福祉計画の改定について

令和 8 年 7 月
高齢福祉課

目次

- 1 計画改定の趣旨等
- 2 計画改定のポイント
- 3 国の改定基本指針（案）
- 4 第10期計画骨子案
- 5 計画改定までのスケジュール

1 計画改定の趣旨等

1 計画改定の趣旨等

項目	内容
改定の趣旨	国の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく総合確保指針を踏まえ、 令和9年度を初年度とする第10期計画を策定 する
計画の性格	老人福祉法及び介護保険法に基づき策定する法定計画 であり、介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、 取り組むべき課題を明らかにするとともに 、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた 介護サービス量等の目標を設定 する。
計画期間	令和9年度から令和11年度までの 3年間
対象区域	県内全市町村

2 計画改定のポイント

2 計画改定のポイント

項目		内容
①	ともに生きる社会の実現	地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことにより、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる、ともに生きる社会の実現を目指す。
②	当事者目線の高齢者福祉の推進	介護や支援が必要な高齢者や認知症の人、それを支える介護従事者やケアラー（家族支援者）など、多岐にわたる当事者それぞれの目線に立った高齢者福祉を推進する。
③	認知症とともに生きる社会の実現	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を展開する。また、認知症の人及び家族等の意見を聴きながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の理解促進や認知症未病改善など、認知症施策を総合的かつ計画的に進める。
④	ケアラーへの支援	年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、希望する人生や日々の暮らしを送ることができるよう、ケアラーに身近な市町村が中心となって支援体制づくりを促進する。
⑤	介護人材の確保	介護人材を確保するため、処遇の改善、職場環境の改善による離職防止などの取組を総合的に実施する。
⑥	科学的介護の推進	介護事業所へのロボット・ICT導入や、データに基づいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図る。
⑦	医療と介護の連携の強化	2040年に向けて増加する85歳以上の高齢者に対応するため、医療と介護の連携を強化し、急変時の円滑な通院・入院対応や在宅・介護施設での救急支援体制を構築する。

3 国の改定基本指針（案）

3-1 見直しのポイント

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、**都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し**、共通の課題認識を持った上で、**地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討**。
 - ・ **計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理**。
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が**確認すべき指標や状況の提示**等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② **地域の実情に応じたサービス提供体制の構築**
 - ・ **地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）**を念頭に置いた計画策定。**中山間・人口減少地域**においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、**新たな類型を含む特例介護サービスの活用**等）について議論。
 - ・ **医療との連携状況**や有料老人ホーム等の**高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえた**サービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① **総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進**。
- ② **頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決**するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、**切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進**。
- ③ **認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進**。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって**介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し**、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② **テクノロジーの更なる活用**等による生産性向上や、**協働化・大規模化の推進等**による経営基盤の強化等を推進。

1

2040年度を見据えた計画とする

2

地域包括ケアシステムの深化

3

介護人材確保等

3-2 全体像

地域包括ケアシステムの実現・深化に向けた支援体制の整備（全体像）

市町村介護保険事業計画 （需要量の算定等）

- ・ 区域（日常生活圏域）の設定
- ・ 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- ・ 各年度における必要定員総数（地域密着に限る）
- ・ 各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・ **介護サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計（全ての市町村で実施）**
- ・ 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- ・ その他の事項



都道府県介護保険事業支援計画 （基盤整備）

- ・ 区域（老人福祉圏域）の設定
- ・ 市町村の計画を踏まえた、介護サービス量の見込み（区域毎）
- ・ 各年度における必要定員総数（区域毎）
- ・ **市町村の計画を踏まえた、介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計（多くの都道府県で実施）**
- ・ 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- ・ その他の事項



新たに計画への位置付け

- ・ **市町村に加えて、都道府県においても2040年に向けた中長期的な推計を実施**
⇒ 都道府県と市町村が共通の課題認識をもつ
- ・ **中長期的な推計を踏まえ、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について都道府県・市町村及び関係者間で議論**
⇒ 中山間・人口減少地域対応、高齢者向け住まいなど、**中長期的な推計を踏まえた地域課題への対応**
⇒ 医療介護連携、人材確保・生産性向上など、市町村を越えた広域的な議論が必要な課題については、**圏域単位等での議論も実施**

4

市町村の計画を踏まえた、介護サービスごとの量に関する中長期的な推計とする

5

地域における2040年に向けたサービス提供のあり方について市町村や関係者間で議論する

4 第10期計画骨子案

4-1 第10期計画骨子案

第1章 計画の概要

第1節 計画改定の趣旨と基本目標

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本目標
- 5 計画で取り組む事項
- 6 圏域の設定

第2節 神奈川県における高齢者を取り巻く状況

- 1 人口及び高齢化率の推移
- 2 介護保険の状況
- 3 高齢者の住環境
- 4 高齢者の健康
- 5 高齢者の社会参画活動状況
- 6 高齢者の就業の状況
- 7 高齢者の安全・安心に関する状況
- 8 成年後見制度の状況
- 9 認知症高齢者に関する状況
- 10 ケアラー（介護者）の状況
- 11 地域資源の状況

第2章 施策の展開

序論 地域共生社会の実現に向けて

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 高齢者の尊厳を支える取組の推進
- 3 安全・安心な地域づくり

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

- 1 未病改善の取組の推進
- 2 社会参画の推進
- 3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

第3節 認知症とともに生きる社会づくり

- 1 認知症施策の総合的な推進

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

- 1 介護保険サービス等の適切な提供
- 2 人材の養成、確保と資質の向上
- 3 サービス提供基盤の整備
- 4 介護現場の革新

第5節 市町村が行う取組の支援施策及び目標値

- 1 自立支援・重度化防止の取組の支援
- 2 介護保険給付適正化の取組への支援

第3章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告

計画の目標値等

4-2 第10期計画骨子案

第2章 施策の展開

序論 地域共生社会の実現に向けて

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 高齢者の尊厳を支える取組の推進
- 3 安全・安心な地域づくり

2

地域包括ケアシステムの深化

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

- 1 未病改善の取組の推進
- 2 社会参画の推進
- 3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

第3節 認知症とともに生きる社会づくり

- 1 認知症施策の総合的な推進

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

- 1 介護保険サービス等の適切な提供
- 2 人材の養成、確保と資質の向上
- 3 サービス提供基盤の整備
- 4 介護現場の革新

3

介護人材確保等

第5節 市町村が行う取組の支援施策及び目標値

- 1 自立支援・重度化防止の取組の支援
- 2 介護保険給付適正化の取組への支援

4-3 第10期計画骨子案

第3章 計画の推進体制

1 推進体制

2 計画の進行管理

3 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告

計画の目標値等

5

地域における2040年に向けたサービス提供のあり方について市町村や関係者間で議論する

1

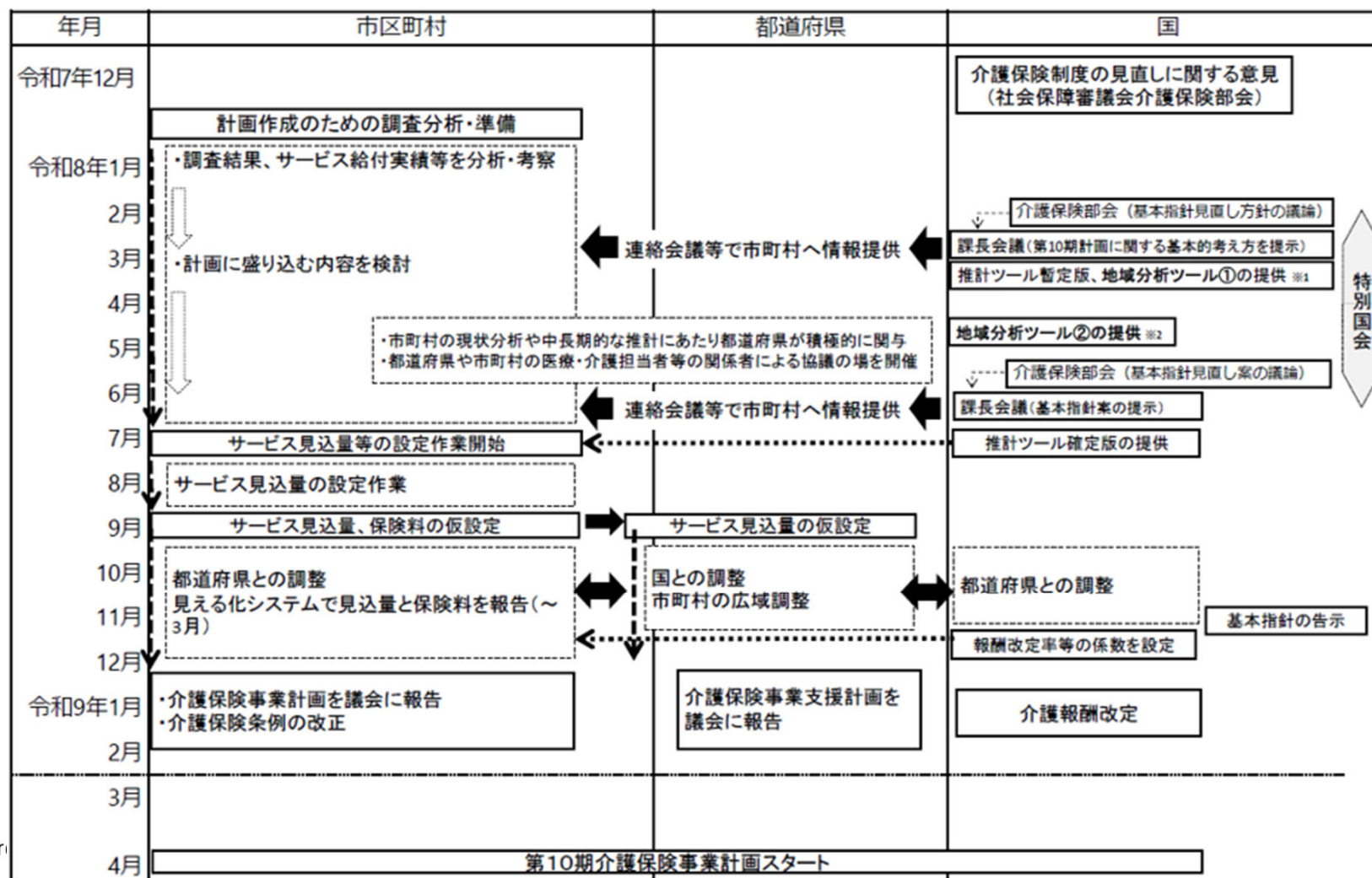
2040年度を見据えた計画とする

4

市町村の計画を踏まえた、介護サービスごとの量に関する中長期的な推計とする

5 計画改定までのスケジュール

5-1 市町村・県・国の改定スケジュール



5-2 県議会 常任報告スケジュール

R 8	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県会議				計画部会①			計画部会②	計画親会①	県民意見募集（パブリック・コメント）	計画親会②・部会③	社福審
県議会					常任報告		常任報告			常任報告	
報告事項					骨子案		素案			案	計画改定